

## 浜松市公衆浴場法の施行に関する要綱

この要綱は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）、浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号。以下「条例」という。）及び浜松市公衆浴場法施行細則（平成24年浜松市規則第98号。以下「細則」という。）の施行について、必要な事項を定める。

### 第1 手続き

法、省令、条例及び細則に基づく申請又は届出を行う場合は、次に掲げる書類を提出又は提示すること。

#### (1) 法第2条第1項の規定による申請

ア 公衆浴場業許可申請書（様式1）（申請手数料22,000円）

イ 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）及び登記事項証明書

ウ 公衆浴場の配置図及び平面図

エ 使用する土地又は建物が他人の所有の場合にあっては、貸借契約書の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）又は承諾書（様式例1）

オ 循環式浴槽を設置する場合にあっては、その配管系統図

カ 使用する水が水道水の場合にあっては、その給水使用証明書

キ 使用する水が水道水以外の場合にあっては、その水質検査成績書（浴用に使用する場合は、細則第10条第1項に定める検査項目について、飲用に使用する場合は、浜松市飲用井戸等衛生対策要領（平成14年浜松市告示第511号）第4条に定める検査項目について実施したものであること。）

ク 省令第1条第3号に規定する「温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場」にあっては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。」として、その内容を付記した書類を提出すること。

ケ 公衆浴場周辺の地図を提出されたい。

#### (2) 法第2条の2第2項の規定による譲渡による承継の届出

ア 公衆浴場承継届（譲渡）（様式2）

イ 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類

ウ 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。また、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続きを経た後正式のもの。

省令1(1)、

細則3②(1)

細則3②(2)

細則3②(3)

細則3②(4)

細則3②(5)

細則3②(5)

省令1の2②(1)

省令1の2②(2)、

細則3の2②

|                                                                                             |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のもの）及び登記事項証明書                                                       |                 |
| エ 公衆浴場の配置図及び平面図                                                                             | 法6 報告徴収         |
| オ 構造設備を明らかにする書類（様式1を準用）                                                                     | 法6 報告徴収         |
| カ 当該公衆浴場の公衆浴場業許可書を提示すること（届出の際、許可書の余白に「承継届出済」の旨、届出年月日及び承継した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載し返却する。）。 |                 |
| (3) 法第2条の2第2項の規定による相続による承継の届出                                                               |                 |
| ア 公衆浴場業承継届（相続）（様式3）                                                                         |                 |
| イ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し      | 省令22(1)         |
| ウ 相続人が2人以上いる場合は、承継すべき相続人以外全員がの同意書（様式例2）                                                     | 省令22(2)         |
| (4) 法第2条の2第2項の規定による合併による承継の届出                                                               |                 |
| ア 公衆浴場業承継届（合併・分割）（様式4）                                                                      |                 |
| イ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）及び登記事項証明書                          | 省令32、<br>細則52   |
| (5) 法第2条の2第2項の規定による分割による承継の届出                                                               |                 |
| ア 公衆浴場業承継届（合併・分割）（様式4）                                                                      |                 |
| イ 分割により営業者の地位を承継した法人の定款又は寄附行為の写し（本証と相違ない旨を記載すること。）及び登記事項証明書                                 | 省令3の22、<br>細則62 |
| (6) 省令第4条の規定による変更の届出                                                                        |                 |
| ア 公衆浴場業許可申請事項変更届（様式5）                                                                       |                 |
| イ 公衆浴場の構造設備の変更の場合は、公衆浴場の配置図及び平面図のうち変更に係るもの                                                  | 細則72(1)         |
| ウ 循環式浴槽を新たに設置し、又は変更した場合は、その配管系統図及び循環式浴槽の詳細（様式1別紙）                                           | 細則72(2)         |
| エ 使用する水を水道水に変更した場合は、その使用証明書                                                                 | 細則72(3)         |
| オ 使用する水を水道水以外に変更した場合は、その水質検査成績書（第1号キを準用する。）                                                 | 細則72(4)         |
| カ その届出が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更に係るものであるときは、その法人の登記事項証明書を提示すること。                          | 細則73            |
| キ 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を新たに使用し、又は変更した場合は、第1号クを準用する。                                         |                 |

- (7) 省令第4条の規定による停止又は廃止の届出
- ア 公衆浴場業停止・廃止届（様式6）
- (8) 条例第3条第18号ト（同条第19号、第4条及び第5条において適用する場合を含む）に規定する衛生管理に係る計画書の提出及びその内容の変更の提出
- ア 浴場業に係る衛生管理計画書（新規・変更）（様式7）
- (9) 細則第10条第1項ただし書の規定による原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水（以下「原水等」という。）の水質基準適用除外承認の申請
- ア 水質基準適用除外承認申請書（原水等）（様式8）
  - イ 原水等に使用する温水又は水における、細則第10条第1項に定める検査項目について実施した水質検査成績書の写し
  - ウ 添加する入浴剤等が浴槽に入れて使用する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医薬部外品（同条第2項に規定する医薬部外品をいう。以下同じ。）又は化粧品（同条第3項に規定する化粧品をいう。以下同じ。）であることを証する書類の写し、温泉分析書の写し、古来から浴用に供されていることを証する文献等の資料の写しその他の使用に供する温水又は水が衛生上危害を生ずる恐れがないことが判断できる書面
- (10) 細則第10条第2項ただし書の規定による浴槽水の水質基準適用除外承認の申請
- ア 水質基準適用除外承認申請書（浴槽水）（様式9）
  - イ 原水等に水道水以外を使用している場合は、当該温水又は水における細則第10条第1項に定める検査項目について実施した水質検査成績書の写し
  - ウ 当該浴槽水における細則第10条第2項に定める検査項目について実施した水質検査成績書の写し
  - エ 添加する入浴剤等が浴槽に入れて使用する医薬品、医薬部外品又は化粧品であることを証する書類の写し、温泉分析書の写し、古来から浴用に供されていることを証する文献等の資料の写しその他の使用に供する温水又は水が衛生上危害を生ずる恐れがないことが判断できる書面

## 第2 公衆浴場業の許可基準

法第2条第2項に規定する「公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるとき」とは、次に掲げる基準を満たしていないことをいう。

### (1) 一般公衆浴場

- |     |                                                                                                        |          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ア   | ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備を設けること。                                                                          | 条例3(1)   |
| イ   | 浴室及び脱衣室は、男女それぞれ専用のものとし、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って入浴させる浴室及びその脱衣室にあっては、この限りでない。 | 条例3(2)   |
| ウ   | 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。                                                                        | 条例3(3)   |
| エ   | 脱衣室には、衣類かごその他の入浴者の衣類等を清潔に保管することができる設備を設けること。                                                           | 条例3(4)   |
| オ   | 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うことができる構造であること。                                                                        | 条例3(5)準用 |
| カ   | 浴室には、入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること。                                                                           | 条例3(6)   |
| キ   | 湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合にあっては、その旨を表示すること。                                                          | 条例3(7)   |
| ク   | 洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5センチメートル以上とすること。                                                                   | 条例3(8)   |
| ケ   | 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあっては、循環している温水又は水を用いない構造とすること。                                                        | 条例3(9)   |
| コ   | 気泡発生装置等を設置する場合にあっては、当該気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。                                                | 条例3(10)  |
| サ   | 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造とすること。                                                          | 条例3(11)  |
| シ   | 入浴者の利用しやすい場所に、次に掲げる設備を設けること。                                                                           |          |
| (ア) | 飲料水を供給する設備                                                                                             | 条例3(12)7 |
| (イ) | 流水式手洗設備を備えた便所                                                                                          | 条例3(12)4 |
| ス   | サウナ室を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。                                                                        |          |
| (ア) | 男女それぞれ専用のものとし、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って使用させるサウナ室にあっては、この限りでない。               | 条例3(17)7 |
| (イ) | 出入口の扉に室内の全部を見通すことができる窓を設けること。                                                                          | 条例3(17)4 |

|                                                                                                                                                                                                                                  |             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (ウ) 室内の換気を十分に行うことができる構造であること。                                                                                                                                                                                                    | 条例 3(17)ヲ準用 |
| (エ) 室内の見やすい場所にブザーその他の非常用設備を設けること。                                                                                                                                                                                                | 条例 3(17)エ   |
| (オ) 室内の見やすい場所に利用上の注意を掲示すること。                                                                                                                                                                                                     | 条例 3(17)オ   |
| セ 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。                                                                                                                                                                                               |             |
| (ア) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、砂式ろ過器（ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう。）で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材には、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものとする。ただし、これにより難しい場合は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造のものとする。 | 条例 3(18)ア   |
| (イ) ろ過器を設置する場合にあっては、集毛器を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る前に設けられる構造とすること。                                                                                                                                                       | 条例 3(18)イ   |
| (ウ) ろ過器を設置する場合にあっては、浴槽水の消毒装置を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る直前に消毒に用いる薬剤が注入される構造とすること。                                                                                                                                        | 条例 3(18)ウ   |
| (エ) ろ過器を設置する場合にあっては、浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、第6 (1)ケ(ア)で定めるところにより浴槽水の補給に関し適切な管理を行う場合にあっては、この限りでない。                                                                                               | 条例 3(18)エ   |
| (2) 特殊公衆浴場                                                                                                                                                                                                                       |             |
| ア ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備を設けること。                                                                                                                                                                                                  | 条例 3(1)準用   |
| イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。                                                                                                                                                                                                | 条例 3(3)準用   |
| ウ 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うことができる構造であること。                                                                                                                                                                                                | 条例 3(5)準用   |
| エ 湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合にあっては、その旨を表示すること。                                                                                                                                                                                  | 条例 3(7)準用   |
| オ 個室への通路は、各個室に共用できる構造とすること。                                                                                                                                                                                                      | 条例 4(1)     |
| カ 個室の出入口の扉には、個室の全部を見通すことができる窓を設け、かつ、鍵を付けないこと。                                                                                                                                                                                    | 条例 4(2)     |
| (3) その他の公衆浴場                                                                                                                                                                                                                     |             |
| 第1号を準用する。ただし、イにおいて「貸し切って入浴させる浴室及                                                                                                                                                                                                 | 条例 5(1)(2)  |

びその脱衣室」を「貸し切って入浴させる浴室及びその脱衣室並びに衣類を着用する者のみを入浴させる浴室」に読み替え、ウにおいて「ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる浴室にあつては、この限りでない。」を追加する。また、ス(ア)において「貸し切って使用させるサウナ室」を「貸し切って使用させるサウナ室及び衣類を着用する者のみに使用させるサウナ室」に読み替える。

#### (4) 注意事項

申請手続きをする際、消防法令適合通知書の写しの提出は求めないが、消防法令に義務づけられている消防用設備等の設置についての査察を受け、当該営業施設が消防法令に適合する旨の通知を受理しておくことが望ましい。

環衛第 9072 号

### 第 3 水質基準適用除外の承認基準

細則第 10 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書に規定する「衛生上危害を生じるおそれがない」とは、次に掲げる内容を満たしていることをいう。

- (1) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を使用する場合
- (2) 細則第 10 条第 1 項に規定する水質基準を満たしている原水等に医薬品、医薬部外品又は化粧品を添加する場合
- (3) 古来から浴用に供されており、かつ、その利用により健康被害が発生していないことが確認されている場合

### 第 4 許可した旨の通知

- 1 許可の申請が保健所に到達した日から 20 日以内（申請が保健所に到達してから実地調査を行うまでの期間を除く。）にその処分を決定する。
- 2 営業者の地位の承継の相談を受けた際は、消防リーフレットを配布し、相談者の同意を受け、当該施設の名称及び所在地を消防局予防課へ情報提供する。
- 3 保健所長が法第 2 条第 1 項の規定による許可をしたときは、公衆浴場業許可書（様式 10。以下「許可書」という。）を、法第 2 条第 2 項の規定により許可を与えないときは様式 11 を交付する。
- 4 保健所長が細則第 10 条第 1 項ただし書の規定による承認をしたときは水質基準適用除外承認書（原水等）（様式 12）を、承認しないときは様式 13 を交付する。
- 5 保健所長が細則第 10 条第 2 項ただし書の規定による承認をしたとき

令和 2 年 12 月 7 日付  
浜松市消防局  
予防課長通知

は水質基準適用除外承認書（浴槽水）（様式１４）を、承認しないときは様式１５を交付する。

６ 前３項により交付した通知の再交付は行わない。

７ 開設者が次に掲げる届出をした際、その旨を許可書に記載するよう求めることができる。

(１) 省令第４条の規定による変更の届出（許可書の記載事項の変更に係る場合に限る。以下「変更届」という。）

(２) 法第２条の２第２項の規定による承継のうち、相続、合併又は分割による届出（以下「承継届」という。）

８ 保健所長は、前項の求めがあった場合、許可書の余白に次に掲げる内容を記載しなければならない。

(１) 変更届の場合 「許可申請事項変更届出済」の旨、届出年月日、変更事項及びその内容

(２) 承継届の場合 「承継届出済」の旨、届出年月日及び承継した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

#### 第５ 変更等の届出に関する留意事項

１ 公衆浴場の構造及び設備の変更のうち、所在地移転、建て替え、建物内での移動及び全面的な改装の場合は、変更の届出によらず、新たに営業許可の申請を行うものとする。

２ 次の規定によりされた提出、申請及び交付の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなすことができる。

(１) 浜松市旅館業法施行条例第６条第９号ソ（同条第１０号において適用する場合を含む）に規定する衛生管理に係る計画書の提出

(２) 前号に規定する衛生管理に係る計画書の内容の変更の提出

(３) 浜松市旅館業法施行細則第９条第１項ただし書に規定する原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水の水質基準適用除外承認の申請

(４) 浜松市旅館業法施行細則第９条第２項ただし書に規定する浴槽水の水質基準適用除外承認の申請

(５) 前２号に対して行った交付

#### 第６ 公衆浴場の衛生措置等

浴場業の営業者は、法第３条第１項の規定に基づき次に掲げる措置を講じること。

(１) 一般公衆浴場

ア 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うこと。

条例３(５)

イ 湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合に

条例３(７)

|                                                                                                                                                                                   |                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p>っては、その旨を表示すること。</p>                                                                                                                                                            |                             |
| <p>ウ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあつては、循環している温水又は水を用いないこと。</p>                                                                                                                               | <p>条例3(9)準用</p>             |
| <p>エ ねずみ及び衛生害虫について、6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。この場合において、当該点検及び駆除の記録は、点検の日から3年以上保存すること。</p>                                                                                             | <p>条例3(13)</p>              |
| <p>オ 入浴者に、くし、ヘアブラシ又はタオルを提供し、又は貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。</p>                                                                                                                       | <p>条例3(14)</p>              |
| <p>カ 入浴者に、かみそりを提供する場合は、新しいものとする。</p>                                                                                                                                              | <p>条例3(15)</p>              |
| <p>キ 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>                                                                                                                       | <p>条例3(16)</p>              |
| <p>ク サウナ室を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p>                                                                                                                                          |                             |
| <p>(ア) 室内の換気を十分に行うこと。</p>                                                                                                                                                         | <p>条例3(17)ウ</p>             |
| <p>(イ) 室内の見やすい場所に利用上の注意を掲示すること。</p>                                                                                                                                               | <p>条例3(17)オ</p>             |
| <p>ケ 循環式浴槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p>                                                                                                                                         |                             |
| <p>(ア) 第2(1)ス(エ)ただし書きの規定による補給時に水粒を発生する構造の浴槽に関する管理の方法は、次に定めるとおりとする。</p>                                                                                                            | <p>条例3(18)エ</p>             |
| <p>あ ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。</p>                                                                |                             |
| <p>(あ) 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法</p>                                                                                                                            | <p>細則9(1)7</p>              |
| <p>(い) モノクロアミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロアミン溶液を注入する方法</p>                                                                                                                              | <p>細則9(1)イ</p>              |
| <p>い 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。</p>                                                                               | <p>細則9(2)</p>               |
| <p>(イ) 水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水は、次に掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。なお、水質検査は、公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日付け生衛発第1811号。以下「衛生等管理要領等」という。）に規定する方法で行うこと。ただし、第4の4又は5の承認を受けたときは、適合しなくてもよいものとする。</p> | <p>条例3(18)オ、<br/>細則10①②</p> |

あ 原水等（水道水以外の水を使用した場合）

細則 10①

| 検査項目                                                                                                     | 基準値                                                                                                  | 承認による<br>適用除外の<br>可否 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 色度                                                                                                       | 5 度以下であること。                                                                                          | 可                    |
| 濁度                                                                                                       | 2 度以下であること。                                                                                          | 可                    |
| p H 値                                                                                                    | 5. 8 以上 8. 6 以下であること。                                                                                | 可                    |
| 有機物等（全有機炭素（T O C）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）<br><br>※それぞれ、衛生等管理要領等における、有機物（全有機炭素（T O C）の量）、過マンガン酸カリウム消費量を指す。以下同じ。 | 有機物（全有機炭素（T O C）の量）にあっては、1 リットル中 3 ミリグラム以下であること。<br><br>過マンガン酸カリウム消費量にあっては、1 リットル中 1 0 ミリグラム以下であること。 | 可                    |
| 大腸菌                                                                                                      | 検出されないこと。                                                                                            | 否                    |
| レジオネラ属菌                                                                                                  | 検出されないこと（1 0 0 ミリリットル中 1 0 c f u 未満であることをいう。）。                                                       | 否                    |

い 浴槽水（循環系統ごとに実施）

細則 10②

| 検査項目                              | 基準値                                                                                           | 承認による<br>適用除外の<br>可否 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 濁度                                | 5 度以下であること。                                                                                   | 可                    |
| 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量） | 有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては、1 リットル中 8 ミリグラム以下であること。<br>過マンガン酸カリウム消費量にあつては、1 リットル中 25 ミリグラム以下であること。 | 可                    |
| 大腸菌                               | 1 ミリリットル中 1 個以下であること。                                                                         | 否                    |
| レジオネラ属菌                           | 検出されないこと（100 ミリリットル中 10 c f u 未満であることをいう。）。                                                   | 否                    |

(ウ) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合にあつては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで摂氏 60 度（最大の使用時にあつては、摂氏 55 度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び次のいずれかの方法で消毒を行うこと。

条例 3(18)カ、  
細則 11

あ 遊離残留塩素濃度が 1 リットル中 50 ミリグラム以上 100 ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法。

細則 11(1)

い モノクロラミン濃度が 1 リットル中 50 ミリグラム以上 100 ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法。

細則 11(2)

(エ) 貯湯槽を使用する場合にあつては、1 年に 1 回以上、清掃及び消毒を行うこと。

条例 3(18)キ

(オ) 浴槽は、十分にろ過した温水若しくは水又は原湯若しくは原水を供給することにより、常に満水に保つこと。

条例 3(18)ク

(カ) 浴槽は、1 週間に 1 回以上完全に換水し、かつ、清掃を行うこ

条例 3(18)ケ

|                                                                                                                                                                          |                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| と。ただし、ろ過器を使用しない場合にあっては、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。                                                                                                                             |                              |
| (キ) ろ過器を使用する場合にあっては、1週間に1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法による消毒を行うこと。                                                                                                | 条例3(18)ロ                     |
| あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法                                                                                                                            | 細則12(1)                      |
| い モノクロアミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロアミン溶液を注入する方法                                                                                                                              | 細則12(2)                      |
| う 浴槽水に塩素系薬剤を投入することにより当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中10ミリグラム以上50ミリグラム以下とし、当該浴槽水を2時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法                                                                            | 細則12(3)                      |
| え 浴槽水にモノクロアミンを投入することにより当該浴槽水のモノクロアミン濃度を1リットル中10ミリグラム以上とし、当該浴槽水を1時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法                                                                                  | 細則12(4)                      |
| お 浴槽水の温度を摂氏60度以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法                                                                                                                         | 細則12(5)                      |
| か 浴槽水の温度を摂氏65度以上に維持した状態で30分以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法                                                                                                                         | 細則12(6)                      |
| き 過酸化水素により処理する方法                                                                                                                                                         | 細則12(7)                      |
| く 二酸化塩素により処理する方法                                                                                                                                                         | 細則12(8)                      |
| け 過炭酸ナトリウムにより処理する方法                                                                                                                                                      | 細則12(9)                      |
| (ク) 浴槽水を循環させるための配管その他の設備は、1週間に1回以上うからかまでに掲げるいずれかの方法により消毒すること。また、きからけまでに掲げるいずれかの方法による消毒も可能とする。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあっては、この限りでない。 | 条例3(18)ハ、<br>細則13①、<br>条例6適用 |
| (ケ) 浴槽水を循環させるための配管その他の設備は、1年に1回以上内部の生物膜の状況を監視し、必要に応じて(キ)きからけまでに掲げるいずれかの方法により消毒し生物膜を除去すること。                                                                               | 条例3(18)ニ、<br>細則13②           |
| (コ) 浴槽水は、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。                                                                                                                                              | 条例3(18)ホ                     |
| あ 浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、当該浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つこと。この場合において、1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。                                                                     | 細則14(1)                      |

|                                                                                                                                                          |                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| い 浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、当該浴槽水のモノクロラミン濃度は、１リットル中３ミリグラム以上に保つこと。                                                                                      | 細則 14(2)           |
| (サ) 集毛器を使用する場合にあっては、毎日、清掃及び消毒を行うこと。                                                                                                                      | 条例 3(18)セ          |
| (シ) 消毒装置を使用する場合にあっては、維持管理を適切に行うこと。                                                                                                                       | 条例 3(18)ソ          |
| (ス) 水道水以外の水を使用した原水等にあっては１年に１回以上、浴槽水にあっては１年に２回以上、(イ)に掲げる基準に係る水質検査を行い、それらの結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、保健所長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から３年以上保存すること。 | 条例 3(18)タ          |
| (セ) 循環している温水又は水を誤って飲用するおそれがある場合にあっては、誤って飲用することを防止するための注意を掲示すること。                                                                                         | 条例 3(18)チ          |
| (ツ) 気泡発生装置等を使用する場合にあっては、次に掲げる管理を行うよう努めること。                                                                                                               | 条例 3(18)ツ          |
| あ ろ過器を使用している場合にあっては、当該ろ過器は、毎日１回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあっては、この限りでない。                          | 細則 15(1)           |
| (あ) 遊離残留塩素濃度が１リットル中５ミリグラム以上１０ミリグラム以下の塩素水を注入する方法                                                                                                          | 細則 15(1)ア          |
| (い) モノクロラミン濃度が１リットル中５ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法                                                                                                            | 細則 15(1)イ          |
| い 浴槽水は、２月に１回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあっては、この限りでない。                                          | 細則 15(2)           |
| (タ) 脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること。                                                                                              | 条例 3(18)テ          |
| (チ) 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を作成し、当該計画書に基づき点検を行い、点検表を作成すること。この場合において、当該点検表は点検の日から３年以上保存すること。                                                              | 条例 3(18)ト          |
| (ツ) 連通管及び水位計配管は、浴槽水を循環させるための配管その他の設備と同様の管理（ク）、（ケ）を行うことが望ましい。                                                                                             | 衛生等管理要領<br>Ⅲ第１１（１） |
| コ 循環式浴槽以外の浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置                                                                                                                         |                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| を講じること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |
| (ア) 水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水は、ケ(イ)に掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、第4第2項又は第3項の承認を受けたときは、適合しなくてもよいものとする。                                                                                                                                                                                                                        | 条例3(18)ホ、<br>細則10①②      |
| (イ) 貯湯槽を使用する場合にあっては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで摂氏60度（最大の使用時にあっては、摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び次のいずれかの方法で消毒を行うこと。<br>あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法。<br>い モノクロラミン濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法。 | 条例3(18)カ、<br>細則11        |
| (ウ) 貯湯槽を使用する場合にあっては、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 細則11(1)                  |
| (エ) 浴槽は、原湯又は原水を供給することにより、常に満水に保つこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 細則11(2)                  |
| (オ) 浴槽は、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 条例3(18)キ                 |
| (カ) 浴槽水は、次のいずれかの方法で消毒を行うことが望ましい。<br>あ 浴槽水に塩素系薬剤を投入する方法。この場合において、当該浴槽水の遊離残留塩素濃度は、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つこと。この場合において、1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。<br>い 浴槽水にモノクロラミンを投入する方法。この場合において、当該浴槽水のモノクロラミン濃度は、1リットル中3ミリグラム以上に保つこと。                                                                                                      | 条例3(19)7<br><br>条例3(19)イ |
| (キ) 水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽の浴槽水を除く。）にあっては、1年に1回以上(ア)に掲げる基準に係る水質検査を行い、その結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、保健所長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年以上保存すること。                                                                                                                                                 | 条例3(19)ウ                 |
| (ク) 気泡発生装置等を使用する場合にあっては、次に掲げる管理を行うよう努めること。<br>あ ろ過器を使用している場合にあっては、当該ろ過器は、毎日1                                                                                                                                                                                                                                         | 条例3(18)ツ<br><br>細則15(1)  |

|                                                                                                                 |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。               |                       |
| (あ) 遊離残留塩素濃度が１リットル中５ミリグラム以上１０ミリグラム以下の塩素水を注入する方法                                                                 | 細則 15(1)7             |
| (い) モノクロラミン濃度が１リットル中５ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法                                                                   | 細則 15(1)4             |
| い 浴槽水は、２月に１回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。 | 細則 15(2)              |
| (け) 脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること。                                                     | 条例 3(18)7             |
| (こ) 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を作成し、当該計画書に基づき点検を行い、点検表を作成すること。この場合において、当該点検表は点検の日から３年以上保存すること。                     | 条例 3(18)1             |
| サ 衛生管理を行うための責任者を定めること。                                                                                          | 条例 3(20)              |
| シ シャワーを設置する場合は、次に掲げる措置を講じること。                                                                                   |                       |
| (ア) 少なくとも週に１回、内部の水が置き換わるように通水すること。                                                                              | 衛生等管理要領<br>Ⅲ第１１(1)    |
| (イ) シャワーヘッドとホースは６か月に１回以上点検し、内部の汚れとスケールを１年に１回以上洗浄、消毒すること。                                                        |                       |
| (2) 特殊公衆浴場                                                                                                      |                       |
| ア 浴槽は、入浴者ごとに完全に換水すること。                                                                                          | 条例 4(3)               |
| イ マッサージ台の敷布、入浴者に使用させるタオル等は、常に消毒して清潔に保ち、入浴者１人ごとに取り替えること。                                                         | 条例 4(4)               |
| ウ 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うこと。                                                                                          | 条例 3(5)               |
| エ 湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合にあつては、その旨を表示すること。                                                                 | 条例 3(7)               |
| オ ねずみ及び衛生害虫について、６箇月に１回以上定期的に点検し、駆除すること。この場合において、当該点検及び駆除の記録は、点検の日から３年以上保存すること。                                  | 条例 3(13)              |
| カ 入浴者に、くし、ヘアブラシ又はタオルを提供し、又は貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。                                                            | 条例 3(14)              |
| キ 水道水以外の水を使用した原水等及び浴槽水は、第１号ケ(イ)に掲げる基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、第４第２項又                                                | 条例 3(18)6、<br>細則 10①② |

|                                                                                                                                                                                         |                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| は第3項の承認を受けたときは、適合しなくてもよいものとする。                                                                                                                                                          |                    |
| ク 貯湯槽を使用する場合にあっては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで摂氏60度（最大の使用時にあっては、摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の生物膜を除去するための清掃及び次のいずれかの方法で消毒を行うこと。 | 条例3(18)㌰、<br>細則11  |
| あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法。                                                                                                                                  | 細則11(1)            |
| い モノクロラミン濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を貯湯槽内壁に噴霧する方法。                                                                                                                           | 細則11(2)            |
| ケ 貯湯槽を使用する場合にあっては、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。                                                                                                                                                  | 条例3(18)㌰           |
| コ 浴槽は、原湯又は原水を供給することにより、常に満水に保つこと。                                                                                                                                                       | 条例3(19)7           |
| サ 浴槽は、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。                                                                                                                                                             | 条例3(19)㌰           |
| シ 水道水以外の水を使用した原水等にあっては、1年に1回以上キに掲げる基準に係る水質検査を行い、その結果を脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に掲示し、かつ、保健所長に報告すること。この場合において、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年以上保存すること。                                                      | 条例4(5)             |
| ス 気泡発生装置等を使用する場合にあっては、次に掲げる管理を行うよう努めること。                                                                                                                                                | 条例3(18)㌱           |
| (ア) ろ過器を使用している場合にあっては、当該ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、次のいずれかの方法で消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあっては、この限りでない。                                                       | 条例3(19)<br>細則15(1) |
| あ 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法                                                                                                                                           | 細則15(1)7           |
| い モノクロラミン濃度が1リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法                                                                                                                                             | 細則15(1)㌰           |
| (イ) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあっては、この限りでない。                                                                       | 細則15(2)            |

|                                                                                                  |                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| セ 脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること。                                        | 条例 3(19)、<br>条例 3(18)テ |
| ソ 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を作成し、当該計画書に基づき点検を行い、点検表を作成すること。この場合において、当該点検表は点検の日から 3 年以上保存すること。      | 条例 3(19)、<br>条例 3(18)ト |
| タ 衛生管理を行うための責任者を定めること。                                                                           | 条例 3(20)               |
| (3) その他の公衆浴場                                                                                     |                        |
| 第 1 号を準用する。ただし、キにおいて「浴室を貸し切って入浴させる場合」を「衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合」に読み替える。               | 条例 5(3)                |
| 第 7 その他                                                                                          |                        |
| 1 公衆浴場に必要措置については、第 6 に掲げるもののほか、衛生等管理要領等別添 2 「公衆浴場における衛生等管理要領」に準じて講じること。                          |                        |
| 2 モノクロラミン濃度の確認は、D P D 法による全塩素濃度測定で代用可能である。ただし、定期的にモノクロラミン濃度測定も実施し、D P D 法による全塩素濃度との一致を確認する必要がある。 |                        |

#### 附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 3 0 年 6 月 1 5 日から施行する。

#### 附 則

- この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 ( 1 ) ケ ( ア ) う、第 6 ( 1 ) ケ ( イ ) ( p H 値の検査方法に係るものに限る。 ) 及び第 6 ( 1 ) ケ ( コ ) あ の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の浜松市公衆浴場法の施行に関する要綱第 6 ( 1 ) ケ ( イ ) あ の規定 ( 大腸菌に係るものに限る。 ) は、以下に示す改正前の浜松市公衆浴場法の施行に関する要綱第 6 ( 1 ) ケ ( イ ) あ の規定 ( 大腸菌群に係るものに限る。 ) によることができる。

| 検査項目 | 基準値                       | 承認による適用<br>除外の可否 |
|------|---------------------------|------------------|
| 大腸菌群 | 5 0 ミリリットル中に<br>検出されないこと。 |                  |

※ 大腸菌群の検査は、「水質基準に関する省令」（平成４年厚生省令第６９号）で規定する方法で行うこと。

附 則

この要綱は、令和３年１月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式 1 (第 1 関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

申請者

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

生年月日 年 月 日生※

※営業者が法人の場合は、生年月日の記入は不要です。

公衆浴場業許可申請書

公衆浴場業の許可を受けたいので、公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

|                                                          |      |                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公衆浴場                                                     | 名 称  |                                                                                                 |
|                                                          | 所在地  |                                                                                                 |
|                                                          | 電話番号 |                                                                                                 |
| 公衆浴場の種類                                                  |      | <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特殊 <input type="checkbox"/> その他            |
| 使用する水の種類                                                 |      | <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 (      ) |
| 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能 |      | 別添のとおり                                                                                          |

○ 提出書類、提示書類 申請手数料 22,000 円 (現金)

- 1 申請者が法人の場合にあつては、その法人の定款又は寄付附行為の写し (本証と相違ないことの記載) 及び登記事項証明書
- 2 公衆浴場の配置図及び平面図
- 3 使用する土地又は建物が他人の所有の場合は、貸借契約書の写し (本証と相違ないことの記載) 又は承諾書 (様式例 1)
- 4 循環式浴槽を設置する場合は、配管系統図
- 5 使用する水が水道水の場合は、給水使用証明書、水道水以外の場合は、その水質検査成績書

|           |         |     |      |                                                                               |        |                 |                                                            |                                                          |
|-----------|---------|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 営業施設の構造設備 | 延床面積    |     | ㎡    |                                                                               |        |                 |                                                            |                                                          |
|           | 浴槽等入浴設備 | 区分  | 名称   | 面積                                                                            | 深さ     | 洗い場の床面から上縁までの高さ | 設置場所                                                       | 循環式の有 無                                                  |
|           |         | 用   |      | ㎡                                                                             | cm     | cm              | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |
|           |         |     |      |                                                                               |        |                 | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |
|           |         |     |      |                                                                               |        |                 | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |
|           |         | 用   |      | ㎡                                                                             | cm     | cm              | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |
|           |         |     |      |                                                                               |        |                 | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |
|           |         |     |      |                                                                               |        |                 | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外 | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |
|           |         | 洗い場 | 区分   | 面積                                                                            | 上り湯水設備 |                 |                                                            | 浴室換気方法                                                   |
|           |         |     |      |                                                                               | 湯      | 水               | シャワー                                                       |                                                          |
|           | 用       |     | ㎡    | 個                                                                             | 個      | 個               |                                                            |                                                          |
|           | 用       | ㎡   | 個    | 個                                                                             | 個      |                 |                                                            |                                                          |
|           | 脱衣室     | 区分  | 面積   | 衣類保管設備                                                                        |        |                 | 換気方法                                                       |                                                          |
|           |         | 用   | ㎡    | 個                                                                             |        |                 |                                                            |                                                          |
|           |         | 用   | ㎡    | 個                                                                             |        |                 |                                                            |                                                          |
|           | 便所      | 区分  | 便器の数 |                                                                               |        | 流水式手洗設備         |                                                            |                                                          |
|           |         | 用   | 大    | 個、小                                                                           | 個      | 箇所              |                                                            |                                                          |
|           |         | 用   | 大    | 個、小                                                                           | 個      | 箇所              |                                                            |                                                          |
|           |         |     | 個    |                                                                               |        | 箇所              |                                                            |                                                          |
|           | 飲料水供給設備 |     |      | 台                                                                             |        |                 |                                                            |                                                          |
| 加温設備      | 使用燃料等   |     |      |                                                                               |        |                 |                                                            |                                                          |
|           | 貯湯槽     |     |      | <input type="checkbox"/> 有 (      ㎡ <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 無 |        |                 |                                                            |                                                          |
| 備考        |         |     |      |                                                                               |        |                 |                                                            |                                                          |

別紙（様式 1 関係）

○循環式浴槽の詳細

|     |       |    |                   |       |
|-----|-------|----|-------------------|-------|
| 浴槽  | 区分    | 名称 | 浴槽の容量             | ろ過器番号 |
|     | 用     |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     |       |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     |       |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     | 用     |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     |       |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     |       |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     | 用     |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     |       |    | m <sup>3</sup>    |       |
|     |       |    | m <sup>3</sup>    |       |
| ろ過器 | ろ過器番号 | 種類 | ろ過器の処理能力          |       |
|     |       | 式  | m <sup>3</sup> ／時 |       |
|     |       | 式  | m <sup>3</sup> ／時 |       |
|     |       | 式  | m <sup>3</sup> ／時 |       |
|     |       | 式  | m <sup>3</sup> ／時 |       |
|     |       | 式  | m <sup>3</sup> ／時 |       |
| 備考  |       |    |                   |       |

年 月 日

様

住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）  
所有者  
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

## （ 土地 ・ 建物 ） 使用承諾書

公衆浴場業許可申請に伴う、下記の（ 土地 ・ 建物 ）の使用について承諾いたします。

### 記

1. 土地の地番及び面積                      浜松市      区  
m<sup>2</sup>

2. 建物の造り及び延べ面積  
m<sup>2</sup>

様式 2（第 1 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生※

※営業者が法人の場合は、生年月日の記入は不要です。

公衆浴場業承継届（譲渡）

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|           |                    |                                                                                      |
|-----------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可年月日及び番号 |                    | 年 月 日・第 号                                                                            |
| 公衆浴場      | 名 称                |                                                                                      |
|           | 所在地                |                                                                                      |
| 公衆浴場の種類   |                    | <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特殊 <input type="checkbox"/> その他 |
| 譲渡人       | 氏 名<br>（名称及び代表者氏名） |                                                                                      |
|           | 住 所<br>（所在地）       |                                                                                      |
| 譲渡年月日     |                    | 年 月 日                                                                                |

○ 提出書類、提示書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等。本証と相違ないことの記載）
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し(本証と相違ないことの記載)及び登記事項証明書
- 3 公衆浴場の配置図及び平面図
- 4 構造設備を明らかにする書類（様式 1 を準用）
- 5 当該公衆浴場の公衆浴場業許可書の提示

様式3（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所  
届出者 氏名  
生年月日 年 月 日生  
被相続人との続柄

公衆浴場業承継届（相続）

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|           |     |                                                                                      |
|-----------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可年月日及び番号 |     | 年 月 日・第 号                                                                            |
| 公衆浴場      | 名 称 |                                                                                      |
|           | 所在地 |                                                                                      |
| 公衆浴場の種類   |     | <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特殊 <input type="checkbox"/> その他 |
| 被相続人      | 氏 名 |                                                                                      |
|           | 住 所 |                                                                                      |
| 相続開始年月日   |     | 年 月 日                                                                                |

様式例 2

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所  
氏名  
被相続人との続柄

住所  
氏名  
被相続人との続柄

住所  
氏名  
被相続人との続柄

※相続人として選定された者以外の相続人全員を記載すること。

同意書

下記のとおり、公衆浴場業の営業者の地位を承継することを同意します。

記

|                  |     |  |
|------------------|-----|--|
| 公衆浴場             | 名 称 |  |
|                  | 所在地 |  |
| 被相続人             | 氏 名 |  |
|                  | 住 所 |  |
| 相続人として<br>選定された者 | 氏 名 |  |
|                  | 住 所 |  |

様式 4 （第 1 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

事務所の所在地

届出者

名称及び代表者氏名

公衆浴場業承継届（合併・分割）

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|                     |            |                                                                                      |
|---------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可年月日及び番号           |            | 年 月 日 ・ 第 号                                                                          |
| 公衆浴場                | 名 称        |                                                                                      |
|                     | 所在地        |                                                                                      |
| 公衆浴場の種類             |            | <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特殊 <input type="checkbox"/> その他 |
| 合併により消滅した法人又は分割前の法人 | 名称及び代表者の氏名 |                                                                                      |
|                     | 事務所所在地     |                                                                                      |
| 合併又は分割年月日           |            | 年 月 日                                                                                |

様式 5 （第 1 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

公衆浴場業許可申請事項変更届

公衆浴場業の許可申請事項を変更したので、公衆浴場法施行規則第 4 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|           |     |                                                                                      |     |
|-----------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 許可年月日及び番号 |     | 年 月 日 ・ 第 号                                                                          |     |
| 公衆浴場      | 名 称 |                                                                                      |     |
|           | 所在地 |                                                                                      |     |
| 公衆浴場の種類   |     | <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特殊 <input type="checkbox"/> その他 |     |
| 変更事項      |     | 変更前                                                                                  | 変更後 |
|           |     |                                                                                      |     |
| 変更年月日     |     | 年 月 日                                                                                |     |

様式6（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

公衆浴場業停止・廃止届

公衆浴場業を停止・廃止したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|           |     |                                                                                      |
|-----------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可年月日及び番号 |     | 年 月 日・第 号                                                                            |
| 公衆浴場      | 名 称 |                                                                                      |
|           | 所在地 |                                                                                      |
| 公衆浴場の種類   |     | <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特殊 <input type="checkbox"/> その他 |
| 停止予定期間    |     | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                      |
| 停止の理由     |     |                                                                                      |
| 廃止年月日     |     | 年 月 日                                                                                |

様式7（第1関係）

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

提出者

氏名（名称及び代表者氏名）

浴場業に係る衛生管理計画書（新規・変更）

衛生管理に係る計画書を作成・変更したので、浜松市公衆浴場法施行条例第3条第18号ト（同条第19条、第4条及び第5条において適用する場合を含む。）の規定により下記のとおり提出します。

記

|         |     |       |       |       |
|---------|-----|-------|-------|-------|
| 公衆浴場    | 名称  |       |       |       |
|         | 所在地 |       |       |       |
| 責任者の氏名  |     |       | 連絡先   |       |
| 新規提出年月日 |     | 年 月 日 | 変更年月日 | 年 月 日 |

1 公衆浴場の使用状況

|      |                        |    |              |
|------|------------------------|----|--------------|
| 営業時間 | : ~ :                  |    |              |
| 定休日  | 毎週 曜日 ・ 毎月 日 ・ その他 ( ) |    |              |
| 入浴者数 | 平日                     | 平均 | 人/日 (最大 人/日) |
|      | 土・日・祝日                 | 平均 | 人/日 (最大 人/日) |

2 公衆浴場の構造設備

|      |                                                                    |                                                                                               |  |
|------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 貯湯槽  | <input type="checkbox"/> 有 (容量: 立方メートル) <input type="checkbox"/> 無 |                                                                                               |  |
|      | 貯湯槽の温度                                                             | 設定 °C、実測 °C                                                                                   |  |
|      | 外気との遮断構造                                                           | <input type="checkbox"/> 遮断されている <input type="checkbox"/> 遮断されていない                            |  |
|      | 加温設備                                                               | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                         |  |
| 加温方法 |                                                                    | <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 電気<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |

|                                                                                                      |                                                       |          |                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ろ過器                                                                                                  | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |          |                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      | ①                                                     | 種類       | <input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | ろ材の種類    | <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ( )                                       |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | 処理能力     | 立方メートル／時                                                                                                                         |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      | ②                                                     | 種類       | <input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | ろ材の種類    | <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ( )                                       |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | 処理能力     | 立方メートル／時                                                                                                                         |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      | ③                                                     | 種類       | <input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | ろ材の種類    | <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ( )                                       |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | 処理能力     | 立方メートル／時                                                                                                                         |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      | ④                                                     | 種類       | <input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> カートリッジ式 <input type="checkbox"/> けいそう土式<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
|                                                                                                      |                                                       | ろ材の種類    | <input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> その他 ( )                                       |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
| 処理能力                                                                                                 |                                                       | 立方メートル／時 |                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                                              |                                                            |
| 浴槽等<br>入浴設備                                                                                          |                                                       | 名称       | 設置場所                                                                                                                             | 循環方式等                                                                                            | ろ過器<br>(番号)                                                  | 気泡／水粒<br>発生装置等                                             |
|                                                                                                      | (1)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (2)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (3)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (4)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (5)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (6)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (7)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
|                                                                                                      | (8)                                                   |          | <input type="checkbox"/> 屋内<br><input type="checkbox"/> 屋外                                                                       | <input type="checkbox"/> 連続循環<br><input type="checkbox"/> 毎日換水循環<br><input type="checkbox"/> 非循環 | <input type="checkbox"/> 有 ( )<br><input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 気泡<br><input type="checkbox"/> 水粒 |
| 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する<br>場合は、浴槽の名称及びその物質又は医薬品等の名称、成<br>分、用法、用量及び効能<br>※必要に応じてその内容を付記した書類を提出すること |                                                       |          |                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                                              |                                                            |

### 3 公衆浴場の管理計画

#### (1) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水

|       | 使用水の種類                                                                                                                    | 水質検査（水道水以外の場合）      |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 原湯    | <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | 実施回数 回／年<br>（実施月： ） |
| 原水    | <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | 実施回数 回／年<br>（実施月： ） |
| 上がり用湯 | <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | 実施回数 回／年<br>（実施月： ） |
| 上がり用水 | <input type="checkbox"/> 温泉水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水<br><input type="checkbox"/> その他（ ） | 実施回数 回／年<br>（実施月： ） |

#### (2) 貯湯槽（設置無の場合は記載不要）

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 清掃・消毒 | 実施回数 回／年（実施月： ）<br>消毒方法：          |
| 水質検査  | 実施回数 回／年（実施月： ）<br>（60℃以下で管理する場合） |

#### (3) ろ過器（設置無の場合は記載不要）

| 番号 | 洗浄・消毒実施回数        | 洗浄方法                                                            | 消毒方法 |
|----|------------------|-----------------------------------------------------------------|------|
| ①  | 1回／ 日<br>（実施日： ） | <input type="checkbox"/> 逆洗浄<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |      |
| ②  | 1回／ 日<br>（実施日： ） | <input type="checkbox"/> 逆洗浄<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |      |
| ③  | 1回／ 日<br>（実施日： ） | <input type="checkbox"/> 逆洗浄<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |      |
| ④  | 1回／ 日<br>（実施日： ） | <input type="checkbox"/> 逆洗浄<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |      |

※番号は「2 公衆浴場の構造設備」ろ過器の欄の番号に対応

#### (4) 集毛器（設置無の場合は記載不要）

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 清掃・消毒 | 実施回数 回／日<br>消毒方法： |
|-------|-------------------|

#### (5) 循環の配管（設置無の場合は記載不要）

| 番号 | 消毒               |      | 生物膜監視          |      |
|----|------------------|------|----------------|------|
|    | 実施回数             | 消毒方法 | 実施回数           | 消毒方法 |
| ①  | 1回／ 日<br>（実施日： ） |      | 回／年<br>（実施月： ） |      |
| ②  | 1回／ 日<br>（実施日： ） |      | 回／年<br>（実施月： ） |      |
| ③  | 1回／ 日<br>（実施日： ） |      | 回／年<br>（実施月： ） |      |
| ④  | 1回／ 日<br>（実施日： ） |      | 回／年<br>（実施月： ） |      |

※番号は「2 公衆浴場の構造設備」ろ過器の欄の番号に対応

## (6) 浴槽水

|     | 浴槽水の消毒           |                |               | 換水清掃<br>実施回数<br>(実施日) | 水質検査<br>実施回数<br>(実施月) |
|-----|------------------|----------------|---------------|-----------------------|-----------------------|
|     | 消毒方法             | 測定回数<br>(測定時間) | 管理目標値<br>mg/L |                       |                       |
| (1) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (2) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (3) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (4) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (5) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (6) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (7) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |
| (8) | 遊離残留塩素<br>モノクロミン | 回／ 日<br>( )    |               | 回／ 日<br>( )           | 回／ 月<br>( )           |

※番号は「2 公衆浴場の構造設備」浴槽の欄の番号に対応

## 4 その他の管理計画

|                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 防鼠防虫<br>(点検、駆除) | 実施回数 回／年 (実施月 :                  |
| シャワー            | 内部水の換水 : 回／ 日<br>点検、洗浄／消毒 : 回／ 月 |

様式 8（第 1 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

水質基準適用除外承認申請書（原水等）

原水等（原湯・原水・上がり用湯・上がり用水）の水質基準について、下記の検査項目の適用を除外していただきたいので申請します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 適用除外を受けたい原水等の種類

☐ 原湯 ☐ 原水 ☐ 上がり用湯 ☐ 上がり用水

4 適用除外を受けたい検査項目

☐ 色度 ☐ 濁度 ☐ pH値

☐ 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）

5 申請の理由

様式 9（第 1 関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

水質基準適用除外承認申請書（浴槽水）

浴槽水の水質基準について、下記の検査項目の適用を除外していただきたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 適用除外を受けたい浴槽の名称又は設置場所
- 4 適用除外を受けたい検査項目
  - ☐ 濁度
  - ☐ 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）
- 5 申請の理由

様式 10（第 4 関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

### 公衆浴場業許可書

年 月 日付け申請のあった公衆浴場業については、公衆浴場法（昭和  
23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

#### 記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可の条件

様式 1 1 （第 4 関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

公衆浴場業について（不許可）

年 月 日付け申請のあった公衆浴場業については、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）第 2 条第 2 項の規定により不許可とします。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 不許可とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 12（第 4 関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

水質基準適用除外承認書（原水等）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり承認します。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 承認する原水等の種類
- 4 承認する検査項目

様式 13（第 4 関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

水質基準適用除外について（不承認）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり不承認とします。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 申請した原水等の種類
- 4 申請した検査項目
- 4 不承認とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 14（第 4 関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

水質基準適用除外承認書（浴槽水）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり承認します。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 承認する浴槽の名称又は設置場所
- 4 承認する検査項目

様式15（第4関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

水質基準適用除外について（不承認）

年 月 日付け申請のあった水質基準の適用除外については、下記のとおり不承認とします。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 申請した浴槽の名称又は設置場所
- 4 申請した検査項目
- 4 不承認とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。